

若手芸術家育成拠点整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、若手芸術家育成拠点整備事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、若手芸術家が集い、創作活動・展覧会の開催・実演販売・情報交換・情報発信を行う拠点の整備を支援することにより、若手芸術家の発掘及び育成並びに中心市街地の賑わい創出を図り、もって本市の文化振興に資することを目的とする。

（補助対象事業）

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、別表第1欄に掲げる事業とする。

（補助対象者）

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第2欄に掲げる者とする。

（補助金の算定等）

第5条 本補助金の額は、別表第3欄に掲げる補助対象経費に、同表第4欄に掲げる補助率を乗じて算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（交付申請）

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

（着手届を要しない場合）

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告）

第9条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式による

ものとする。

（財産の処分制限）

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助対象事業		2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	備考
事業名	事業内容				
若手芸術家育成 拠点整備事業	若手芸術家を中心とした創作・展示・販売・交流などの活動拠点を整備することで、文化芸術の振興及び中心市街地におけるまちの賑わい創出に資する事業	若手芸術家、まちづくり関連会社、鳥取市中心市街地活性化協議会等で構成され、規約等を有する団体	報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料又は保険料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費その他活動拠点整備・運営に必要であると市長が認めた経費	10/10	

別記様式（第6条、第9条関係）

年度若手芸術家育成拠点整備事業計画（報告）書

1 事業目的

2 事業内容

3 収支予算（又は決算）

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
市補助金					
事業主体					
その他					
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
事業費					
合 計					

4 事業費の内訳

（単位：円）

事業区分	事業費	比較増減		備考
		市補助金	事業主体	
合計				

5 事業完了（予定）年月日

6 添付書類

(交付申請時)

- (1) 事業費の詳細がわかる資料
- (2) 具体的な取り組み内容がわかる資料 (計画書等)

(実績報告時)

- (1) 事業費が確認できる資料
- (2) 事業の成果
- (3) 写真